2009年 5月

今回のテーマ: 2009年3月期決算申告

2009年3月決算で適用できる主な特別税額控除の概要は、つぎのとおりです。

主な特別税額控除

制度名	適用法人	内容
機械等取得の特別 控除	「中小企業者」のうち、 資本金の額が3,000万円以 下の法人等	新品の機械及び装置(@160万円以上)、電子計算機及び一定のデジタル複合機(計120万円以上)、一定のソフトウェア(計70万円以上)を取得した場合に、取得価額の7%を法人税額から控除する。
教育訓練費の特別 控除	青色申告法人のうち、 「中小企業者」に該当す る法人等	損金の額に算入された「教育訓練費の額」の8%~ 12%を法人税額から控除する。教育訓練費が労務費 の0.15%以上である場合に適用有り。(教育訓練費 とは、外部講師料、外部研修委託費など従業員の職 務遂行に必要な技術や知識を習得させるために支出 する費用)
研究開発税制	青色申告法人のうち、 「中小企業者」に該当す るものなど(その他試験研 究増加法人、産学協同研 究法人なども対象)	損金の額に算入される「試験研究費」の12%、増加試験研究費の5%などを法人税額から控除する。 (試験研究費とは、製品等の製造や技術の改良、考案や発明のために要する原材料費や人件費、経費等)
情報基盤強化設備 等取得の特別控除	青色申告法人	「情報基盤強化設備等」の取得価額に 70%を乗じて計算した金額の 10%相当額を法人税額から控除する。(情報基盤強化設備とは、サーバー用システムや一定のソフトウェアで、ISO 等の一定の規格及び一定の金額基準を満たしているもの)
エネルギー需給構 造改革推進設備等 取得の特別控除	青色申告法人のうち、 「中小企業者」に該当す る法人等	「エネルギー需給構造改革推進設備等」の取得価額の7%を法人税の額から控除する。(エネルギー需給構造改革推進設備とは、省エネ効果のある照明や電気等の設備、機械装置等で一定の要件を満たすもの)

^{*「}中小企業者」とは、資本金の額が1億円以下で、資本金1億円超の会社の子会社でないものを いいます。

お見逃しなく!

- 1.損金経理などの要件がありますが、つぎの事項の検討も必要です。
 - ・資産の評価損の計上 棚卸資産、有価証券など、評価損の計上が税務上も認められるケースがあります。
 - ・貸倒損失の計上 回収が 1 年以上滞っている売掛債権等が期末に残っている場合など
- 2. 欠損金の繰戻し還付制度の復活

平成21年度税制改正により、資本金1億円以下の青色申告法人は適用可能となっています。